

社会福祉法人札幌市社会福祉協議会 さっぽろ総合福祉推進助成要綱

令和元年11月28日
制 定

(目 的)

第1条 この要綱は、地域における持続可能な社会福祉の増進を図ることを目指して設置された団体の事業に対して、その活動費の一部を助成することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成対象は、その本拠が札幌市内に所在し、会則や構成員等が確認できる団体とする。

2 対象事業は、次の各項のいずれかに該当するものとする。

- (1) 児童・青少年、母子及び父子、寡婦等の福祉を進める事業
- (2) 高齢者福祉を進める事業
- (3) 心身障害（児）者の福祉を進める事業
- (4) その他札幌市社会福祉協議会社会福祉基金等運営委員会（以下「基金等運営委員会」という）において助成対象とすることが、適当であると認めた事業

(助成財源)

第3条 本助成財源は以下の基金の運用益を基本とし、毎年度基金等運営委員会において決定する。

- (1) 社会福祉基金
- (2) 矢館福祉基金
- (3) 種田福祉基金
- (4) 八重樫福祉基金
- (5) 仁和福祉基金
- (6) 根っ子の会福祉基金
- (7) 愛情銀行

(申請方法)

第4条 本助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（様式1）に関係書類を添付して、札幌市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に申請するものとする。

(助成の決定及び交付)

第5条 会長は、申請を受理したときは、札幌市社会福祉協議会社会福祉基金等運営委員会による審査を経て、助成金交付の可否を決定する。

2 会長は、前項の決定をしたときは、その結果を交付決定通知書（様式2）により申請者に通知し、可とした者に対して助成金を交付する。

(指示及び調査、報告)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、申請団体に対して必要な指示を行い、又は調査することができる。

2 本助成金を受けた者は、助成対象事業終了後1ヶ月以内に、助成金事業実績報告書(様式3)に関係書類を添付して、会長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第7条 会長は、次の各号の一つに該当する場合は、交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 本助成金を助成の目的以外の事業に使用したとき。

(2) その他助成した事業が不相当と認められたとき。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の取扱いに関して必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月30日から施行する。